

事 務 連 絡
令 和 5 年 5 月 9 日

日向市指定地域密着型（介護予防）サービス事業者 御中

日向市高齢者あんしん課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけの変更に伴う運営推進会議等の
臨時的な取扱いについて（通知）

日頃から介護保険制度へのご理解、ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）に係る運営推進会議及び介護・医療
連携推進会議（以下「運営推進会議等」という。）の臨時的な取扱いについては、令和2年4月15日付
け事務連絡でお示ししているところです。

今回、新型コロナの「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第
114号）上の位置づけの変更に伴い、当該取扱いを令和5年5月7日（日）をもって終了します。

つきましては、令和5年5月8日（月）以降の運営推進会議等の開催は、感染防止策を徹底のうえ、定
期的な開催をお願いします。

記

1 運営推進会議等の開催について

運営推進会議等の開催は、以下の（1）又は（2）のいずれかの方法で開催によるものとします。

また、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施回数の緩和要件においても、以
下の（1）又は（2）のいずれかの方法で運営推進会議を開催した場合に、当該要件に該当するとみな
します。

（1）集合形式による開催

感染防止対策を徹底のうえ、定期的な開催をお願いします。

（2）オンライン形式による開催

令和3年度の改正により、テレビ電話装置等を活用した開催が可能となりました。

ただし、利用者又はその家族が参加して実施する場合は、テレビ電話装置等の活用について当該利用
者等の同意を得る必要がありますので、ご注意ください。

（問合せ先）

〒883-8555

日向市本町10番5号

担 当 介護認定係 小野・黒岩

電 話 0982-66-1023